

答 申

第1 審査会の結論

当審査会の審査の対象となった実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成30年5月25日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「○平成26年度 勸奨退職者に関する退職勸奨の記録（平成26年度勸奨退職者全員の記録）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成30年6月6日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、次の（1）開示する行政文書（以下「本件行政文書」という。）のとおり特定した上で、（2）開示しない部分を除いて開示する旨の行政文書の一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、（3）開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

（1）開示する行政文書

退職勸奨の記録（平成26年度）

（2）開示しない部分

「氏名」欄、「所属職名」欄の一部、「給料月額」欄、「生年月日」欄、「採用年月日」欄、「勤続期間」欄及び辞職願（写し）の一部

（3）開示しない理由

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるため又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため（条例第7条第2号に該当）。

3 審査請求

審査請求人は、平成30年8月27日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関の上級庁である奈良県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、本件の非開示とされた行政文書の中の「職員の応諾年月日」に該当する部分の行政文書の開示を求める旨の審査請求を行った。

4 諮 問

平成30年9月20日、諮問実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

開示された退職勧奨の記録（平成26年度）において、本件の行政文書一部開示決定通知書の「開示しない部分」には、「職員の応諾年月日」が含まれていないにもかかわらず、開示された文書のどこにも「職員の応諾年月日」が開示されていないため、本件の非開示とされた行政文書の中に「職員の応諾年月日」を記録した行政文書が存在するものと考え、本件の非開示とされた行政文書の中の「職員の応諾年月日」に該当する部分の行政文書の開示を求めます。

なお、本件非開示とされた行政文書とは、退職勧奨の記録の応諾年月日欄に記録されている「別紙」を指します。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 開示された平成26年度の退職勧奨者に関する退職勧奨の記録（以下「退職勧奨の記録」という。）には、職員の応諾年月日については、「別紙のとおり年月日」と記録されていますが、別紙が添付されていませんでしたので、非開示とされた「別紙」が存在するものとするため。

もし、奈良県警察本部長が、別紙を退職勧奨の記録に添付されている別記様式第11号（第19条関係）の辞職願の写し（以下「辞職願」という。）であると考えておられるのなら、当該辞職願の中に職員の応諾年月日に該当する行政文書を開示していただくため。

イ 退職勧奨の記録には、事実行為として任命権者が行った退職勧奨の年月日と当該退職勧奨に、事実行為として応諾した職員の応諾年月日を記録すべきものであり、退職勧奨の手続き等については、法令等に明文規定はないものの、事実行為としての退職勧奨が適正に行われたことを担保するため、退職勧奨の記録に退職勧奨の年月日と職員の応諾年月日は記録され、開示請求があった場合には、開示されるべきものであります。すなわち、奈良県知事部局及び奈良県教育委員会においては、開示されています。

したがって、奈良県警察だけが、非開示とする合理的な理由が見つからないため。

(2) 反論書

ア 弁明書の1の審査請求の理由についての認否の(1)について

処分庁は、当該(1)において、「審査請求の理由(1)アの前段のうち、退職勧奨の記録の「職員の応諾年月日」欄に「別紙のとおり 年 月 日」と記録されていることは認め、その余は争う。存在するべき別紙が添付されていないと

の審査請求人の請求には理由がない」と弁明されています。その弁明の後段の「存在するべき別紙が添付されていないとの審査請求人の請求には理由がない」という部分に対して、以下の理由により反論します。

(ア) 第1の理由

私が、開示請求し開示された行政文書は、「平成26年度における退職勧奨の記録」（以下「退職勧奨の記録」という。）は、奈良県警察本部長警視長羽室英太郎（以下「警察本部長」という。）が作成していることから、退職勧奨の記録の応諾年月日欄に記載された「別紙のとおり年月日」の別紙については、警察本部長自身が、自ら作成すべき行政文書であり、退職勧奨の記録と一体かつ不可分のものであることから、警察本部長は、必ず、当該別紙を作成すべきであると考えているため。

(イ) 第2の理由

私が、開示請求した行政文書は、奈良県職員に対する退職手当に関する条例施行規則（以下「退職手当規則」という。）第3条の6の第1項及び第2項の規定に基づき作成された「退職勧奨の記録（平成26年度）」そのものであり、退職手当規則第3条の6第3項の規定に基づき退職勧奨の記録に添付された職員が作成し、提出した辞職の申出の書面の写しではないため

イ 弁明書の1の審査請求の理由についての認否の（2）について

処分庁は、当該（2）において、「審査請求の理由（1）アの後段は、これを認め、退職勧奨の記録に添付された辞職願の写しのうち、辞職願の作成年月日の部分を本件審査請求に対する裁決に基づく決定により開示する」と弁明されていますが、この弁明に対する私の反論は、次のとおりです。

私は、審査請求の理由の後段で「もし、奈良県警察本部長が、別紙を退職勧奨の記録に添付されている別記様式第11号（第19条関係）辞職願の写し（以下「辞職願」という。）であると考えておられるなら、当該辞職願の中の職員の応諾年月日に該当する行政文書を開示していただくため。」と記載しております。

ところが、警察本部長は、「審査請求理由（1）の後段は、これを認め、退職勧奨の記録に添付された辞職願の写しのうち、辞職願の作成年月日の部分を本件審査請求に対する裁決に基づく決定により開示する。」と弁明されています。

警察本部長は、自らの手で別紙に記録すべき職員の退職勧奨に対する応諾年月日が、職員が提出した辞職の申出の書面である辞職願の作成年月日と同一であるということを説明することなく、一方的に、両年月日が、同一のものであるとして、本件審査請求に対する裁決に基づく決定（未だ、審査庁が、本件について裁決を行っていないのではないのでしょうか。以下同じ。）により開示すると弁明されています。

しかし、退職手当規則においては、「退職勧奨の記録の作成者」と「辞職願の作成者」は、明確に区別しているため、警察本部長にとって、「別紙」といえば、「退職勧奨の記録に添付された辞職願」を指していることの弁明と警察本部長が記録すべき職員の応諾年月日と職員が作成した辞職願の作成年月日が同一であることを証拠書類等により、弁明すべきであると考えます。

けだし、私が開示請求したのは退職手当規則第3条の4の規定に係る勧奨の事実について記録された「退職勧奨の記録」であり、開示されたのも退職勧奨の記

録であります。

私は、職員の辞職願の開示請求はしていませんし、警察本部長から、自己都合により辞職の申出をした職員の辞職願の開示はされていません。私に開示されたのは、「勸奨により辞職するとの申出」の辞職願でありました。また、当該辞職願は、奈良県警察職員服務規程（昭和30年4月21日本部訓令第14号）第19条に規定された辞職願（別記様式第11号）でもありませんでした。

したがって、退職勸奨の記録に添付される「職員の辞職願」は、本件審査請求の審査の対象外であるため、警察本部長には、自己が開示した本件「職員の辞職願」が、本件審査請求の審査の対象文書であることの立証責任があると考えます。弁明では、当該立証責任が果たされていません。

ウ 弁明書の1の審査請求の理由についての認否の（3）について

処分庁は、当該（3）において、「審査請求の理由のイのうち、法令等に明文規定がない退職勸奨の手続等が事実行為として行われているという点は否認し、退職勸奨の記録の退職勸奨年月日及び職員の応諾年月日の部分について奈良県知事部局及び奈良県教育委員会はこれを開示し奈良県警察本部長だけがこれを不開示としているとの点は不知。その余は、これを認め、退職勸奨の記録に添付された辞職願の写しのうち、辞職願の作成年月日の部分を本件審査請求に対する裁決に基づく決定により開示する」と弁明されていますが、この弁明に対する私の反論は、次のとおりです。

私の審査請求の理由のイは、「退職勸奨の記録には、事実行為として任命権者が行った退職勸奨の年月日と当該退職勸奨に、事実行為として応諾した職員の応諾年月日を記録すべきものであり、退職勸奨の手続き等については、法令等に明文規定はないものの、事実行為としての退職勸奨が適正に行われたことを担保するため、退職勸奨の記録に退職勸奨の年月日と職員の応諾年月日は記録され、開示請求があった場合には、開示されるべきものであります。すなわち、奈良県知事部局及び奈良県教育委員会においては、開示されています。したがって、奈良県警察だけが、非開示とする合理的な理由が見つからないため」というものであり、これに対する処分庁の弁明は、上記記載のとおりであり、当該弁明は、前段及び中段並びに後段で構成されていますので、各段毎に反論します。

まず、前段に対し反論します。弁明では、「法令等に明文規定がない退職勸奨の手続等が事実行為として行われているとの点は否認」されていますが、否認される理由や根拠が弁明されていません。

私は、奈良県知事からの「退職勸奨の意義、要件及び手続き等について定めた法令及び条例並びに人事委員会規則等の行政文書が存在しない」との回答や昭和55年7月10日の最高裁判所第小法定判決（昭和52年（オ）第405号損害賠償請求事件）や逐条地方公務員法（第2次改訂版）橋本勇著（学陽書房）及び公務員の退職手当法詳解第4次改訂版退職手当制度研究会著や勸しよによる退職についての人事院仙台地方事務所から人事院に対して行った照会（昭和28年11月30日 02-1022）に対する人事院管理局長からの回答（昭和28年12月8日付 12-800）や今は廃止されている「退職勸奨の記録に関する省令」（昭和60年総総理府令第11号）や「退職勸奨の記録の記入要領等について」（昭和60年4月30日総人第262号）や平成27年3月31日で保存期間が経過している平成26年度勸奨退職希望者の取扱い及び辞職願の取りま

とめについて（通達：平成26年12月11日付け、務第1903号）に基づき、審査請求の理由を述べていますので、これを否認されるのであるならば、警察本部長が、否認する理由を具体的な根拠を持って弁明すべきであると考えます。

そもそも、地方公務員の場合には、辞職に関する明文規定は、存在していません。勸奨退職も自己都合退職であると解されていますが、自己都合退職の手続に関する法令は、整備されておらず、任命権者に、任されているのであります。職員が行う辞職の申出とこれを任命権者の承認する行為は、労働契約上の行為なのか、行政行為なのかとの議論もありますが、行政行為であると一般的に解されています。

次に、中段に対し反論します。弁明では、「退職勸奨の記録の退職勸奨年月日及び職員の応諾年月日の部分について奈良県知事部局及び奈良県教育委員会はこれを開示し奈良県警察本部長だけがこれを不開示としているとの点は不知」と弁明されていますが、退職手当規則に定められた退職勸奨の記録について、奈良県警察だけが、非開示とする合理的な理由が見つからないとの私の主張に対する弁明が全くなされていません。

奈良県警察本部長は、「不知」で放置するのではなく、なぜ、奈良県警察だけが、奈良県知事部局や奈良県教育委員会とことなり、退職手当規則に定められた退職勸奨の記録に、作成者である奈良県警察本部長が、自ら、職員の応諾年月日を記録していないのか。審査請求人にも、審査庁である奈良県公安委員会にも、諮問機関である奈良県情報公開審査会に対しても説明すべきであると考えます。

次に、後段に対する私見を述べます。後段に対する私見は、「イ 弁明書の1の審査請求の理由についての認否の（2）について」において述べたものと同様であります。

エ 弁明書の「本件の経緯」について

弁明書の「本件の経緯」において、警察本部長は、「審査請求人は、平成30年8月27日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第4条の規定に基づき、奈良県公安委員会に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。」と弁明されていますが、私が、奈良県公安委員会に対し、審査請求しているのは、本件処分そのものの取消しではなく、本件処分により開示された本件の行政文書一部開示決定通知書の「開示しない部分」に「職員の応諾年月日」が除外されていないにもかかわらず、開示されていないため、当該職員の応諾年月日の開示を求め審査請求を行っています。警察本部長は、事実を誤認されていると考えます。警察本部長は、開示すべき事項である「職員の応諾年月日」を開示されていないのであります。

オ 弁明書の2の処分庁の意見の（1）の勸奨退職に係る手続について

処分庁は、「勸奨退職に係る手続きを適正に行っている」と弁明し、その理由として、「勸奨退職は、職員本人が自発的な退職意思を形成する自己都合退職の一つとされる。」ことと「勸奨の要件等を規定し勸奨退職に勸奨という法的効果を与える、奈良県職員に対する退職手当に関する条例（昭和28年10月奈良県条例第40号）及び奈良県職員に対する退職手当に関する条例施行規則（昭和28年11月奈良県規則第60号）並びにこれらに基づく通達により処分庁は、勸奨退職に係る手続きを適正に行っている」の2つの理由を挙げておられますが、

いずれも、内容に矛盾点が含まれており、不十分な内容となっています。
したがって、私の反論は、次のとおりです。

まず、一つ目の理由に対する反論は、以下のとおりです。

「勧奨退職は、職員本人が自発的な退職意思を形成する自己都合退職の一つされる」と弁明されていますが、処分庁は、当該見解を引用した文献について説明されていません。なぜ、勧奨退職が、自己都合退職の一つとされるのかについて説明がなされていません。

また、「職員本人が自発的な退職意思を形成する自己都合退職」の表現に誤りがあると考えます。自己都合退職は、職員本人の任意の、自由の、かつ自発的な退職意思に基づき、自己都合（一身上の都合）を理由に、任命権者に、文書により、退職の申出（行政行為）を行い、任命権者が、当該申出に合意（行政行為）し、辞令を申出人である職員に交付（行政行為）することにより、職員が退職するものであります。単に、職員本人が、自発的な退職意思を形成しただけでは自己都合退職できるものではありません。

※ 勧奨退職が、自己都合退職の一つであると説明されるのであれば、勧奨退職者には、いわゆる退職手当が加算される制度がありますが、加算された手当が、職員が、自己都合により退職したにもかかわらず、餞別に当たらないという合理的な説明がなされていません。また、勧奨退職の場合には、勧奨退職の記録の様式と任命権者の作成義務について、退職手当規則に規定されていますが、自己都合退職の場合には、自己都合退職の記録の様式や任命権者の作成義務については、同規則に規定されていない理由も説明されていません。

しかも、勧奨退職については、退職勧奨とは、人事の刷新、行政能率の維持、向上を図る等のため、任命権者又はその委任を受けた者によって職員の自発的な退職意思を形成させるための事実上の懲遷行為であると解されています。

退職勧奨は、法令や条例等に明文規定はなく、任命権者の人事権に基づき、任命権者が、年度毎に、対象者や優遇措置や応諾方法及び応諾期間、勧奨退職による退職日が年度末日であることの指定、奈良県知事の承認が条件であることの明示、辞令発令日までに非違を行っていないことが条件であることの明示をした通達文書により、各実施機関において行われています。（奈良県知事部局と奈良県教育委員会は、当該通達文書を職員の身分に係わる文書であるため30年保存されていますが、奈良県警察では、単なる事務連絡文書であるとして、年度末廃棄されています。）

したがって、対象職員に対しては、任命権者から退職勧奨の下命を受けた所属長が、通達に基づき、退職勧奨を行い、所属長が、応諾期間内に口頭又は文書により応諾する旨を申し出た対象職員からの応諾を受け、応諾した職員についての当該職員の応諾年月日を、任命権者に、所属長が、通達に基づき、報告するのが通例であります。言うまでもないことですが、退職勧奨も職員の応諾も、事実行為であり、法律行為ではありませんし、退職勧奨は、要式行為ではありませんので、もちろん、辞職願の提出は、勧奨退職の要件となっておりません。

所属長から、応諾をした職員についての報告を受けた任命権者は、当該職員の非違の有無の調査や勧奨退職を承認しても人事上の支障がないことの確

認等を行った上で、奈良県知事に対して退職手当に関する知事承認申請手続き等をしなければなりません。

次に、二つ目の理由に対する反論は、次のとおりです。

「勸奨の要件等を規定し勸奨退職に勸奨という法的効果を与える、奈良県職員に対する退職手当に関する条例（昭和28年10月奈良県条例第40号）及び奈良県職員に対する退職手当に関する条例施行規則（昭和28年11月奈良県規則第60号。）並びにこれらに基づく通達により、処分庁は、勸奨退職に係る手続きを適正に行っている」と弁明されています。

しかし、奈良県職員に対する退職手当に関する条例（昭和28年10月奈良県条例第40号。以下「条例」という。）及び奈良県職員に対する退職手当に関する条例施行規則（昭和28年11月奈良県規則第60号）は、任命権者が、人事権に基づき、人事上の理由により行う退職勸奨に関する規定ではありませんので、勸奨退職に勸奨という法的効果を与えるものではありません。このことは、私が高橋のウで既に記述しております判例や著書及び地方公務員法、奈良県条例及び奈良県人事委員会規則等を調べて頂ければ、ご理解頂けると思います。

退職手当規則に規定されている「勸奨」という用語は使用されていますが、その意義、勸奨を行う者、勸奨の手続き等に関する明文規定は有りません。退職手当規則に定められている「勸奨の要件」は、「退職した者に退職手当を支給するための勸奨に係る事実について記録すべき事項に関する要件」ということであります。退職手当規則第3条の4には、「第3条の2第1号又は前条第1号に規定する者に係る勸奨は、その事実について、次条及び第3条の6に規定する記録が作成されたものでなければならない。条例第3条第1項に規定する者のうち、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職する者であつて任命権者が知事の承認を得たものであることにより同条第2項の規定に該当しないものに係る当該勸奨についても、同様とする。」と規定されていますが、任命権者が、職員に対して、退職勸奨できる権限や退職勸奨の意義や要件や応諾や退職日の指定等に関しては、規定されていません。任命権者に対して、退職勸奨の記録に関する様式を定め、作成義務を課しているだけであります。

したがって、処分庁の「勸奨の要件等を規定し、勸奨退職に勸奨という法的効果を与える」という弁明には、合理的かつ正当な理由が存在しないと考えていますが、それ以前の問題として、当該弁明が、何を意味しているのか、私は、全く理解できません。誰か理解できる人がおられたら、是非、私に御説明下さいませよう宜しくお願い致します。

カ 弁明書の2の処分庁の意見の（3）の辞職願の作成年月日の部分を開示する理由について

私が、本件審査請求で審査を求めているのは、平成26年度の退職勸奨の記録の奈良県警察本部長である羽室英太郎が作成に係る「退職勸奨の記録」の中の「別紙のとおり 年 月 日」に記録されるべき「職員の応諾年月日」であり、辞職願の作成年月日ではありません。私は、「退職勸奨の記録」についての審査を求めています。辞職願についての審査は求めています。辞職願は、本件の審査対象外文書であると考えます。

処分庁は、退職手当規則に定められ退職勸奨の記録の様式の職員の応諾年月日

欄に、作成者である奈良県警察本部長、警視長 羽室英太郎（以下この項において「羽室英太郎警察本部長」という。）自身の手で、職員の応諾年月日を記録すべきであったにもかかわらず、「別紙のとおり 年 月 日」と記録していることから、羽室英太郎警察本部長自身が作成した別紙が存在し、当該別紙に職員の応諾年月日が記録されていなければならないと考えています。

しかし、処分庁の弁明には、羽室英太郎警察本部長自身が退職勧奨の記録の「職員の応諾年月日」欄に「別紙のとおり 年 月 日」記録しているにもかかわらず、なぜ、当該「別紙のとおり 年 月 日」と辞職願の作成年月日と同一であるのかという説明がなされていません。

私が、本件審査請求のより、審査を求めているのは、開示されなかった職員の応諾年月日に係る行政文書であり、辞職願の作成年月日に関する行政文書ではありません。あくまでも、勧奨退職の記録の作成者が作成した退職勧奨の記録であり、職員の応諾年月日を記録した別紙に該当する行政文書であります。

したがって、処分庁は、辞職願の作成年月日が、羽室英太郎警察本部長が記録すべき「職員の応諾年月日」であることを合理的な理由及び疎明資料をもって弁明すべきであると考えます。

キ 弁明書の2の処分庁の意見の（4）の別紙について

処分庁は、別紙について、前段で、「退職手当規則第3条の6第3項において、「勧奨の記録には、職員が提出した辞職の申出の書面の写しを添付しなければならない。」と規定されていることから、これに基づき、辞職願の写しを退職勧奨の記録に添付し、当該辞職願の写しのうち、辞職申出職員が辞職の意思を外部に対して表示した、辞職願の作成年月日をもって勧奨に対する職員の応諾年月日としている。」と弁明されていますが、退職手当規則においては、事実行為としての職員の口頭又は文書による応諾の申出の意思表示と法律効果を伴う行政行為である職員の辞職の申出の書面による辞職の意思表示とは明確に区別しています。

けだし、職員は、退職勧奨に対して、応諾したからといって、直ちに、辞職の申出を任命権者におこなったという法律効果は生じないと解されています。退職勧奨が、法律行為ではなく、事実行為であることから、職員の応諾も、事実行為であると解されています。前述しましたように、退職勧奨は、辞職願の提出を絶対的要件とする要式行為ではありません。

退職手当規則は、退職勧奨の記録は、任命権者又は任命権者から委任を受けた者が、同規則に規定された様式に基づき作成する義務を課しています。一方、職員が提出した辞職の申出の書面は、退職勧奨の記録の作成者に、退職勧奨の記録とは、別に、辞職願の写しを添付すること同規則は、義務付けています。すなわち、「職員の応諾」と「辞職の申出」とは、明確に区別しています。なぜ、退職勧奨の記録の職員の応諾年月日の欄に「辞職願の作成年月日」と記録することが定められていないかその立法趣旨を理解して頂ければ、処分庁も審査庁も私の反論の内容を正しく理解できると考えています。

また、処分庁は、後段で、「したがって、本件行政文書の外に審査請求人が主張する別紙に該当する行政文書を作成する法令上の義務は存在せず、本件において作成もしていないことから、処分庁は、本件処分を行ったものである。」と弁明されていますが、当該弁明には、論理的は矛盾があり、私には、全く意味不明であります。その理由は、次のとおりです。

第1の理由は、本件行政文書の外に審査請求人が主張する別紙に該当する行政

文書を作成する法令上の義務は存在しないので、別紙を作成していないと弁明されていますが、退職勧奨の記録は、法令上に作成義務は規定されていませんが、退職手当規則に作成義務が明記されています。退職勧奨の記録には、職員の応諾年月日を作成者が記録する義務があることが明記されています。

本件の退職勧奨の記録は、作成義務のある羽室英太郎奈良県警察本部長が作成しており、羽室英太郎奈良県警察本部長が、職員の応諾年月日欄に「別紙のとおり 年月日」と記録されていますので、羽室英太郎奈良県警察本部長には、職員の応諾年月日欄になぜ、直接、職員の応諾年月日を記載せずに、「別紙のとおり 年 月 日」と記録したのかについての説明責任があるため。

第2の理由は、職員の応諾年月日については、前段の弁明に対する反論でも述べたものと重複しますが、職員の応諾年月日を退職勧奨の記録に記録する義務は、羽室英太郎奈良県警察本部長にありました。そして、羽室英太郎奈良県警察本部長は、職員の応諾年月日は、「別紙のとおり 年月日」と退職勧奨の記録に記録していますが、職員の応諾年月日を作成者である羽室英太郎奈良県警察本部長自身が、記録した行政文書を作成していないため。

処分庁は、「当該辞職願の写しのうち、辞職申出職員が辞職の意思を外部に表示した、辞職願の作成年月日をもって勧奨に対する職員の応諾年月日としている」と弁明されていますが、任命権者が、人事上の理由により、職員に対して行う退職勧奨に対する職員の応諾は、口頭又は文書により、任命権者から退職勧奨の下命を受けた所属長に対して、当該退職勧奨に職員が応じる旨の申出（応諾）であって、職員が、任命権者に対して、一身上の都合（自己都合）により、任命権者に対して行う辞職の申出とは、異なるものであります。

したがって、処分庁の独断で、恣意的に、「職員の応諾年月日を辞職願の作成年月日としている」との弁明には、事実誤認が認められると考えます。

ク 反論の結語

情報公開の基本は、奈良県の各実施機関が、職務上、法令及び事実等に基づき、作成し又は入手した行政文書を適正に管理・保存し、これを県民からの開示請求に応じて、請求に係る行政文書を開示することにより、各実施機関の職務の透明性及び説明責任と県政への県民の理解と信頼及び県民の知る権利の保障等を実現し、もって公正で開かれた県民本位の県政の一層の推進を図ることであると考えるています。

したがって、私が、今回行っています審査請求には、正当な理由が存在しますので、審査庁におかれましては、退職手当規則及び奈良県職員に対する退職手当に関する条例並びに平成26年度退職勧奨希望者の取扱い及び辞職願の取りまとめについて通達等に基づき、公平かつ中立な立場から、慎重かつ的確な審査下さいますよう強くお願い致します。

(3) 口頭意見陳述

私が開示請求した「退職勧奨の記録」の様式には「職員の応諾年月日」欄があり、当該「職員の応諾年月日」欄には「別紙のとおり」と記載されていた。そこで、職員の応諾年月日が記載された「別紙」の行政文書の開示を求めて審査請求を行ったが、実施機関からは弁明書において辞職願の写しが「別紙」であり、その作成年月日を開示するとの回答が示された。

しかし、辞職願は職員自らが辞職の申出をした文書であって、退職勧奨の記録の作成義務者である任命権者が自ら記載したものではないので、法令に基づいて任命権者が退職勧奨の記録に直接記載するか、又は自ら別紙を作成してそこに記載しておくべきである。このことから、退職勧奨の記録の作成義務者である警察本部長が自ら応諾年月日を記載した文書があるはずである。

第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が、弁明書において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求の理由についての認否

- (1) 審査請求の理由 (1) アの前段のうち、退職勧奨の記録の「職員の応諾年月日」欄に「別紙のとおり 年 月 日」と記録されていることは認め、その余は争う。存在するべき別紙が添付されていないとの審査請求人の請求には理由がない。
- (2) 審査請求の理由 (1) アの後段は、これを認め、退職勧奨の記録に添付された辞職願の写しのうち、辞職願の作成年月日の部分を本件審査請求に対する裁決に基づく決定により開示する。
- (3) 審査請求の理由 (1) イのうち、法令等に明文規定がない退職勧奨の手続等が事実行為として行われているとの点は否認し、退職勧奨の記録の退職勧奨年月日及び職員の応諾年月日の部分について奈良県知事部局及び奈良県教育委員会はこれを開示し奈良県警察本部長だけがこれを不開示としているとの点は不知。その余は、これを認め、退職勧奨の記録に添付された辞職願の写しのうち、辞職願の作成年月日の部分を本件審査請求に対する裁決に基づく決定により開示する。

2 処分庁の意見

(1) 勧奨退職に係る手続について

勧奨退職は、職員本人が自発的な退職意思を形成する自己都合退職の一つとされる。審査請求人は、審査請求書において、法令等に明文規定がない勧奨退職の手続等が事実行為として行われている旨を記載しているが、勧奨の要件等を規定し勧奨退職に勧奨という法的効果を与える、奈良県職員に対する退職手当に関する条例（昭和28年10月奈良県条例第40号）及び奈良県職員に対する退職手当に関する条例施行規則（昭和28年11月奈良県規則第60号。以下「退職手当規則」という。）並びにこれらに基づく通達により、処分庁は、勧奨退職に係る手続を適正に行っている。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書については、退職手当規則第3条の5において、「勧奨の記録は、任命権者又はその委任を受けた者が作成する。」と規定されている。また、退職手当規則第3条の6第1項において、氏名及び生年月日、採用年月日及び退職年月日並びに勤続期間、退職の日における所属、職名、給料月額及び年齢、勧奨を行った年月日及びその理由、勧奨に対する職員の応諾の年月日並びにその他参考となるべ

き事項が、勸奨の記録の記載事項として規定され、同条第2項において、本件行政文書の様式が規定されている。

(3) 辞職願の作成年月日の部分を開示する理由

審査請求書の受理に伴い、その一部を開示した行政文書の不開示部分を再検討した結果、次の理由により、審査請求の理由(1)アの後段は、これを認め、退職勸奨の記録に添付された辞職願の写しのうち、辞職願の作成年月日の部分を本件審査請求に対する裁決に基づく決定により開示する。

ア 条例第7条第2号について

条例第7条第2号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報とする旨規定している。

イ 本号該当性について

退職勸奨の記録に添付された辞職願の写しには、辞職申出職員が自筆又は印字により記載した辞職願の作成年月日の部分が記載されている。当該部分は、辞職申出職員が辞職の意思を外部に対して表示した年月日を記録したものであり、職員個人に関する機微で私的な情報である。

当該部分を再検討した結果、手書きで又はプリンターを用いて表記された単なるアラビア数字に過ぎず、他の情報と照合することを考慮したとしても、通常人がこの程度の情報から、特定の個人を識別することができることとなるものではないと認められた。また、個人が識別される情報は全て不開示となっていることから、これを公にしても、個人の権利利益を害するおそれがあるものではないと考えられ、本号には該当せず、開示が妥当であると考ええる。

(4) 別紙について

退職手当規則第3条の6第3項において、「勸奨の記録には、職員が提出した辞職の申出の書面の写しを添付しなければならない。」と規定されていることから、これに基づき、辞職願の写しを退職勸奨の記録に添付し、当該辞職願の写しのうち、辞職申出職員が辞職の意思を外部に対して表示した、辞職願の作成年月日をもって勸奨に対する職員の応諾年月日としている。

したがって、本件行政文書の外に審査請求人が主張する別紙に該当する行政文書を作成する法令上の義務は存在せず、本件においても作成していないことから、処分庁は、本件処分を行ったものである。

3 結語

以上のとおり、処分庁が行った本件処分は、退職勸奨の記録に添付された辞職願の写しのうち処分庁が開示するとする辞職願の作成年月日の部分を除き、妥当なものであると考える。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

したがって、当審査会は、県民の行政文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、実施機関に対し審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

2 審査の対象について

諮問実施機関は、弁明書において、本件審査請求書の受理に伴い、本件行政文書の不開示部分について再検討した結果、本件審査請求の一部を認め、退職勧奨の記録に添付された辞職願の写しのうち、本件決定において不開示としていた辞職願の作成年月日について、本件審査請求に対する裁決に基づく決定により開示する旨説明している。

したがって、当審査会は、本件決定について、退職勧奨の記録に係る「応諾年月日」欄に記載された「別紙のとおり」に対応する「別紙」として、実施機関の職員が提出した辞職願の写しを本件開示請求の対象となる行政文書として特定したことの妥当性について、審査を行うこととする。

3 行政文書の特定について

審査請求人は、退職勧奨の記録の応諾年月日欄に記載されている「別紙のとおり」に対応する「別紙」として、任命権者が「職員の応諾年月日」を記録した行政文書の開示を求めている。

これに対し、諮問実施機関は、実施機関では、辞職願の作成年月日をもって退職勧奨に対する職員の応諾年月日としており、これ以外に退職勧奨の記録の応諾年月日欄に対応する情報が記載された文書を作成又は取得していない旨主張しているのので、以下検討する。

審査請求人は、退職勧奨の記録には、事実行為として任命権者が行った退職勧奨の年月日と当該退職勧奨に事実行為として応諾した職員の応諾年月日を記録すべきものであり、記録義務者である警察本部長が自ら応諾年月日を記載した文書が存在すべきである旨主張している。

この点について、諮問実施機関に確認したところ、実施機関では毎年、勧奨退職希望者の取扱い及び辞職願の取りまとめについて、警察本部長名による通達を発出し、勧奨退職希望者の辞職願を取りまとめ、当該職員の退職について知事の承認を得て退職手当を支給しており、その際、実施機関では退職勧奨の記録を作成しているとのことである。

そして、諮問実施機関は、本件決定で開示された退職勧奨の記録では、「職員の応諾年月日」欄には「別紙のとおり」と記載しているが、諮問実施機関は、実施機関で

は、退職勧奨の記録における「職員の応諾年月日」欄に記載された「別紙のとおり」に対応する「別紙」として辞職願の写しを添付しており、当該辞職願の作成年月日を職員の応諾年月日として扱っていることから、警察本部長が自ら応諾年月日を記載した文書は作成していない旨主張している。

そこで、当審査会において、平成26年12月11日付け奈良県警察本部長通達「平成26年度勧奨退職希望者の取扱い及び辞職願の取りまとめについて」（以下、単に「通達」という。）を見分したところ、勧奨退職に係る辞職願の様式を定めた上で、辞職申出者が作成した辞職願を各所属において取りまとめて提出する旨規定されており、諮問実施機関に確認したところ、実際、実施機関においては、通達に定められたとおりの取扱いがなされていた。

そうすると、勧奨退職の手続については、通達において様式が定められた辞職願の提出が求められていることから、実施機関においては、実務上、職員が辞職願を作成し実施機関に提出することにより、当該職員が実施機関による退職の勧奨に応じたものと解していると考えるのが相当であり、辞職願の作成年月日を退職勧奨の記録における「応諾年月日」として取り扱っており、それ以外に審査請求人が主張する「別紙」に対応する文書を作成又は取得していないとする諮問実施機関の説明について、特段不自然、不合理とまではいえない。

これらのことから、退職勧奨の記録に係る「応諾年月日」欄に記載された「別紙のとおり」に対応する「別紙」は、職員から提出された辞職願の写しである旨の諮問実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、審査請求人が主張しているような、任命権者が自ら応諾年月日を記載した行政文書が存在すると推測される特段の事情もない。

以上のことから、本件行政文書以外に、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないとする諮問実施機関の説明は是認できると判断する。

4 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成30年 9月20日	・ 諮問実施機関から諮問及び弁明書の写しの提出を受けた。
令和 元年 8月27日 (第233回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 元年 9月27日 (第234回審査会)	・ 事案の審議を行った。 ・ 審査請求人から意見等を聴取した。
令和 元年10月25日 (第235回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
令和 元年11月14日	・ 諮問実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いろめよしお 以呂免義雄	弁護士	会長代理
くぼ ひろこ 久保 博子	奈良女子大学研究院生活環境科学系 教授（住生活・住環境学）	
こたに まり 小谷 真理	同志社大学政策学部准教授（行政法）	
のだ たかし 野田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 （行政法）	会 長
ほそみみえこ 細見三英子	元産経新聞社記者	